

掲載内容

- 相続法の改正と法務局における遺言書の保管等に関する法律についての概要
- 訴訟手続その他の裁判所の手続におけるマイナンバーの取扱いに関する留意点

第1章 相続の開始

第1 被相続人の死亡等

- 被相続人となる者が亡くなったとき
- 不在者の生死が7年以上明らかでないとき
- 事故に遭って所在や生死が分からないとき など

第2 遺言書の確認

- 相続に関する事項が記された書き置きが見つかったときおよび公正証書遺言の探し方
- 封印のある自筆証書遺言を開封したいとき
- 危急時遺言を作成したとき
- 無効と思われる遺言書が見つかったとき など

第2章 相続人の確定

第1 相続人の調査

- 相続人の存在が不明であるとき
- 所在や生死が分からない相続人がいるとき
- 行方不明になっていた相続人が生きていたとき
- 相続人の中に胎児がいるとき
- 内縁の子が相続するとき など

第2 相続人の欠格と廃除

- 相続人になることができない者がいるとき
- 財産を相続させたくない相続人がいるとき
- 遺言により相続人廃除の意思表示があったとき
- 推定相続人の廃除を取り消すとき
- 遺言により推定相続人の廃除を取り消すとき

第3 相続人の不存在

- 相続人のない財産から債務の弁済を受けたいとき
- 相続人のない財産を管理・処分してもらいたいとき
- 相続人のない財産から葬儀費用等を支払ってもらいたいとき
- 相続人のない財産を国庫帰属させたいとき など

第4 相続人の範囲をめぐる争い

- 子の認知をめぐる争うとき
- 内縁の子の認知をめぐる争うとき
- 養子縁組をめぐる争うとき
- 祭祀財産を承継する相続人が明らかでないとき など

第3章 相続分の確定

第1 相続財産の調査

- 不動産の保有状況を調査するとき
- 預貯金や有価証券の保有状況を調査するとき
- 相続債務の有無を調査するとき
- 相続財産の中に賃貸物件があるとき
- 相続財産の中に賃借物件があるとき
- 相続財産の中に係争中の土地があるとき
- 土地建物相続財産かどうかにつき争いがあるとき
- 相続財産の中にゴルフ会員権があるとき
- 相続財産の中に外国の土地があるとき など

第2 相続分の譲渡

- 相続分を第三者に譲渡するとき
- 相続分を他の相続人に譲渡するとき
- 譲渡された相続分を取り戻したいとき
- 第三者に無断で譲渡された相続財産を取り戻したいとき など

第4章 相続の承認・放棄

第1 限定承認

- 相続財産の中に一部借金があるとき
- 限定承認をした後に借金を清算するとき など

第2 相続放棄

- 相続財産の調査が3か月以内に完了しないとき
- 相続財産のほとんどが借金であるとき
- 遺産分割協議の後、多額の債務があることが分かったとき
- 相続人が相続放棄をしないまま死亡したとき
- 二重にある相続資格の一方だけを放棄するとき

- 相続放棄がされているか知りたいとき
- 被保佐人が単独で相続放棄したとき など

第5章 遺産分割

第1 遺産分割協議

- 不動産、株式、預貯金を各相続人で分割するとき
- 投資信託を各相続人で分割するとき
- 国債を分割するとき
- 遺産である土地を共有するとき
- 現金を分割するとき
- 一部の遺産について分割方法が決まらないとき
- 土地を相続した者が代償金を支払うとき
- 土地を処分し、その代金を分割するとき
- 遺産が自宅のみで、相続人の1人が住み続けるとき
- 家族名義の預貯金を遺産と確認した上で分割するとき など

第2 調停・審判による分割

- 遺産分割協議がまとまらないとき
- 一部分割の遺産分割協議がまとまらないとき
- 特別の理由があり遺産分割を行わないとき
- 遺産分割を禁止する事情が解消したとき
- 遺産分割の審判を申し立てるとき
- 遺産の分割前に財産を管理する必要があるとき
- 審判前の保全処分を取り消してほしいとき
- 遺産の競売による換価審判を受けた後に代償金を支払うようになったとき など

第3 特別受益・寄与分・遺留分

- 1 特別受益
 - 遺産分割の際に特別受益者がいるとき など

2 寄与分

- 寄与分を定める協議を行ったとき
- 寄与分についての共同相続人間の協議が調わないとき など

3 遺留分

- 遺留分を放棄したいとき
- 遺留分の侵害額の請求をしたいとき
- 遺留分を主張して侵害額の支払を求めるとき など

第4 遺産分割後の紛争等

- 遺産の一部を分割するとき
- 遺産分割により共有取得した土地を分割するとき
- 遺産分割後に認知された相続人が遺産を取得しようとするとき など

第6章 生命保険・社会保険等の請求

第1 生命保険金

- 被保険者である被相続人が死亡したとき
- 遺言により生命保険金の受取人の変更がされているとき
- 保険金受取人の死亡により名義変更をするとき
- 死亡保険金の受取人が「法定相続人」となっているとき
- 勤務先から死亡退職金を受け取るとき

第2 健康保険

- 死亡した健康保険被保険者を埋葬したとき
- 健康保険被保険者が死亡した家族を埋葬したとき
- 市町村の国民健康保険葬祭費を受給するとき

第3 公的年金

- 1 国民年金
 - 国民年金被保険者が死亡したとき
 - 国民年金の年金受給者が死亡したとき

2 厚生年金

- 厚生年金の被保険者が死亡したとき
- 厚生年金の年金受給者が死亡したとき など

第4 労災保険

- 労働者が業務上の事由によって死亡したとき
- 労働者が通勤災害によって死亡したとき
- 労働者が第三者行為災害によって死亡したとき など

第5 雇用保険

- 未支給の失業等給付を請求するとき

第7章 遺産の名義変更等

第1 預貯金等

- 遺産分割前に預金の払戻しを受けるとき
- 相続人が銀行預金の名義変更をするとき
- 相続人が貯金の払戻しを受けるとき

第2 不動産

- 不動産を法定相続するとき
 - ※不動産登記の申請について
- 遺産分割協議により不動産を相続するとき
- 胎児が法定相続人として不動産を相続したとき
- 子が遺産分割により不動産を相続したとき
- 配偶者居住権を設定するとき
- 特別縁故者が不動産を取得するとき
- 遺言により不動産を遺贈されたとき
- 遺産分割調停の結果に従って相続登記をするとき
- 他の相続人から相続分を譲渡されたとき など

第3 株式等

- 株式を相続したとき
- 上場株式を遺贈されたとき
- 相続した株式の株券が見つからないとき

第4 債務

- 相続財産の中に債務があるとき
- 相続財産の中に保証債務があるとき
- 抵当権付不動産を相続するとき など

第5 その他の権利

- 貸金債権を遺贈により取得したとき
- ゴルフ会員権を相続したとき
- 自動車を相続したとき
- 船舶を相続したとき
- 特許権(実用新案権)を相続したとき
- 著作権を相続したとき など

第8章 税金の申告・納税

第1 申告

- 遺産を相続したときの相続税申告
- 相続税の申告期限までに遺産分割が終わらないとき
- 相続人の1人の成年後見を立てをしているうちに、相続開始から10か月以上経ってしまったとき
- 遺産分割の再協議があったとき
- 代償分割と換価分割を比較するとき など

第2 納税

- 1 納 付
 - 納付の手続
 - 相続人が限定承認をしたとき
 - 未登記の不動産を相続したとき
 - 相続登記が完了するまでの納税義務者の代表を指定するとき

2 延 納

- 申告期限までに相続税が納められないとき(延納)
- 相続人が未成年者等である場合に延納申請するとき
- 延納の許可を受けた相続税が分納期限までに納付できないとき

3 物 納

- 相続税を金銭で納付することが困難なとき(物納)
- 物納財産の価額が相続税額より多いとき
- 延納申請をした後に金銭での納付が難しくなったとき など

4 納税猶予

- 農地を相続したとき
- 山林を相続したとき
- 山林について相続税の納税猶予の特例を受けていた者が亡くなったとき
- 山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を取りやめるとき
- 取引相場のない株式等を相続するとき
- 取引相場のない株式等に関する遺留分の特例を受けるとき など

5 還 付

- 停止条件付遺贈の条件が成就したとき
- 相続税の申告納付後に、納税額が過大であることが判明したとき

6 その他

- 相続により取得した財産が災害によって被害を受けたとき
- 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例を受けるとき
- 売買契約締結後、売買代金受領前に相続が開始したとき
- 相続空き家を譲渡した場合の譲渡所得の特例を受けるとき

索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

○土地建物が相続財産かどうかにつき争いがあるとき

事 例

父が亡くなり、母、兄、私が相続人となります。父は借地上に家建てて住んでいたのですが、数年前に敷地を地主から買い取りました。ところが、土地は父名義ではなく兄名義に移転登記され、建物も兄名義となっています。登記手続は兄が勝手に行ったものだと思います。土地建物が遺産であることを明確にするにはどうしたらよいのでしょうか。

ポイント

- ❶ 遺産の範囲に争いがある場合は、遺産に関する紛争調整調停を申し立てます。
- ❷ 調停成立時には、遺産であることを確認する調停条項（案）を作成します。
- ❸ 調停が成立しなかった場合、訴訟を提起します。

手 続

- ❶ 遺産に関する紛争調整の調停申立て（遺産の範囲確認の調停）

作成書類	遺産に関する紛争調整の調停申立書（遺産の範囲確認の場合）（家事手続244） ⇒ 書 式
添付書類	・被相続人の戸籍（または除籍）謄本（戸籍（または除籍）全部事項証明書） ・申立人および相手方の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） ・不動産登記事項証明書 ※ その他各裁判所の定めるところにより、身分関係についての資料・手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求められる場合があります（家事手続規127・37③）。
申立時期	随 時
申 立 人	遺産であると主張する共同相続人

申立先	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または当事者が合意で定める家庭裁判所（家事手続245①）
申立費用	収入印紙1,200円（民訴費3①・別表1⑤の2）、予納郵便切手〔各裁判所の定めるところによる〕

◇遺産分割の前提問題

遺産分割をするには遺産の範囲が確定していることが必要なので、遺産の範囲に争いがある場合は、遺産分割に先立って解決しなければなりません。

遺産の範囲の争いは実体法上の権利関係の存否についての争いですから、本質的には訴訟事項ですが、それが親族間である場合は家庭に関する事件として一般調停事項となり（家事手続244）、調停前置の対象となるので（家事手続257①）、話し合いで解決する見込みがある場合は調停申立てを検討します。話し合いで解決する見込みがない場合や調停が不成立となった場合は、訴訟により解決します。

なお、遺産分割の調停または審判の申立てをし、その手続の中で遺産の範囲に関する争いについても解決を目指す方法もあります。調停で解決すれば問題ありません。これに対し審判の場合は、遺産の範囲に関する争いについても審判で家庭裁判所が判断することは可能ですが（最大決昭41・3・2民集20・3・360、判時439・12）、既判力がないので、遺産であるとの判断に不服のある相続人が争う場合は、遺産であることを確定判決により覆されることがあり、その場合は分割審判もその限度で無効となります。このような事態を避けるため、対立が強い場合は訴訟を先行させる扱いとなっています。

◇遺産の範囲確認の調停

遺産の範囲に関する争いを調停で解決しようとする場合、遺産に関する紛争調整調停の一種として、遺産の範囲確認の調停を申し立てます。

遺産の範囲確認の調停では、申立ては争いのある一部の共同相続人間で可能ですが、調停成立時には他の共同相続人にも参加してもらう必要があります。この手続の中で遺産分割まで行えることもあります。

2 遺産の範囲確認の調停条項（案）の作成

作成書類	調停条項（案）（遺産の範囲確認の場合）（家事手続268①）
------	-------------------------------

⇒ 書 式

◇調停成立の場合

当事者間に合意が成立した場合、その合意内容を調書に記載して調停が成立します。
その記載は確定判決と同一の効力を有します（家事手続268①）。

◇調停条項

遺産であることを確認する調停条項には、当該財産が遺産であることを確認すると記載します。

3 遺産確認の訴え

作成書類	訴状（遺産確認の場合）	⇒ 書 式
添付書類	・ 固定資産評価証明書 ・ 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書） ・ 原告・被告の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） ・ 不動産登記事項証明書 ・ 訴訟委任状	
提起時期	随時（調停不成立の通知を受けた日から2週間以内に訴えを提起したときは、調停の申立ての時に、その訴えがあったものとみなす（家事手続272③））	
当 事 者	【原告】 遺産に属すると主張する共同相続人 【被告】 原告以外の共同相続人	
提 起 先	被告の普通裁判籍所在地を管轄する裁判所（民訴4）、相続開始時における被相続人の普通裁判籍所在地を管轄する裁判所（民訴5十四）	
提起費用	対象財産の評価額に対応した印紙額（民訴費3・4・別表1）、予納郵便切手〔各裁判所の定めるところによる〕	

◇調停不成立の場合

当事者間に合意が成立する見込みがない場合または成立した合意が相当でないと認める場合は、調停が成立しないものとして事件が終了します（家事手続272①）。

◇遺産の範囲に争いがある場合の訴訟の種類

遺産の範囲に争いがある場合の訴訟としては、移転登記手続請求訴訟、共有持分確認訴訟、共有関係確認訴訟等もありますが、遺産分割の前提問題を解決することに焦点を当てたものとして、遺産確認の訴えがあります。遺産確認の訴えは、ある財産が遺産に属すると主張する相続人が、原告以外の共同相続人全員を被告として、その財産が遺産に属することの確認を求める訴えです。

遺産の範囲確認の調停が不成立の場合は、遺産確認の訴えを提起します。

◇遺産確認の訴えの適法性と役割

遺産確認の訴えは、従来その適法性について争いがありましたが、最高裁昭61・3・13判決（民集40・2・389、判時1194・76）は、「当該財産が現に被相続人の遺産に属すること、換言すれば、当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を認める訴えであって、その原告勝訴の確定判決は、当該財産が遺産分割の対象たる財産であることを既判力をもって確定し、したがって、これに続く遺産分割審判の手続において及びその審判の確定後に当該財産の遺産帰属性を争うことを許さず、もって、原告の前記意思によりかなった紛争の解決を図ることができる」と判示してこの適法性を認めました。

同判決は、遺産確認の訴えが、遺産分割の前提問題を終局的に解決する方法として、共有持分確認訴訟、共有関係確認訴訟とは別に独自の存在意義があることを指摘しています。

◇固有必要的共同訴訟

遺産確認の訴えは、共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一にのみ確定することを要する固有必要的共同訴訟です（最判平元・3・28民集43・3・167、判時1313・129）。したがって、一部の共同相続人が関与しない遺産確認の訴えは不適法として却下され（最判平元・9・19裁判集民157・581、判時1328・38）、一部の共同被告に対する訴え取下げも無効となります（最判平6・1・25民集48・1・41、判時1504・91）。

参考判例

- 遺産確認の訴えは、当該財産が遺産分割の対象であることを既判力をもって確定するものであるとした事例（最判昭61・3・13民集40・2・389、判時1194・76）
- 遺産確認の訴えは、共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一にのみ確定することを要する固有必要的共同訴訟であるとした事例（最判平元・3・28民集43・3・167、判時1313・129）

第3章 相続分の確定 第1 相続財産の調査

書 式

●遺産に関する紛争調整の調停申立書（遺産の範囲確認の場合）

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

収入印紙 円 予納郵便切手 円	受付印	☒ 調停 ☐ 審判	家事 申立書 事件名（遺産に関する紛争調整）
	（この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。）		
（貼った印紙に押印しないでください。）			

○○家庭裁判所 御中 平成○年○月○日	申立人 （又は法定代理人など） の記名押印	甲 野 二 郎
---------------------------	-----------------------------	---------

添付書類	（審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。） 申立人および相手方の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、被相続人の戸籍（または除籍） 謄本（全部事項証明書）土地全部事項証明書および建物全部事項証明書	準口頭
------	--	-----

申 立 人	本籍 （国籍）	（戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。） ○○都道府県 ○○市○○町一丁目2番地	
	住所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町一丁目2番地 （方）	
	フリガナ 氏名	コウノ ジロウ 甲 野 二 郎	大正 (昭和) ○ 年 ○ 月 ○ 日生 平成 (○ 歳)
相 手 方	本籍 （国籍）	（戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。） 都道府県 申立人の本籍と同じ	
	住所	〒 - 申立人の住所と同じ （方）	
	フリガナ 氏名	コウノ イチロウ 甲 野 一 郎	大正 (昭和) ○ 年 ○ 月 ○ 日生 平成 (○ 歳)

（注）太枠の中だけ記入してください。

事例相続手続二二

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

申 立 て の 趣 旨
別紙物件目録〔略〕記載の土地・建物が、被相続人甲野太郎の遺産であることを確認する調停を求めます。

申 立 て の 理 由
1 申立人と相手方の父甲野太郎は、平成〇年〇月〇日に死亡し、相続が開始しました。
2 その相続人は、申立人、相手方、その母甲野花子の3人です。
3 別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」といいます。）は、父が平成〇年〇月に借地を地主から買い取ったものであり、同建物（以下「本件建物」といいます。）は、父が借地であった本件土地上に新築したものであって、いずれも父の遺産です。
4 ところが、本件土地は地主から相手方名義に移転登記され、本件建物は父名義から相手方名義に移転登記されており、相手方は自分の所有だといいます。
5 本件土地建物は父の遺産でありその分割をしたいのですが、相手方が話し合いに応じないためこの申立てをします。

別表第二、調停（2/2）

〔作成のポイント〕

- ① 争いのある相続人だけで申立ては可能ですが、調停成立時には全相続人を当事者として追加します。
- ② 話し合いの見込みがない場合は、調停申立てではなく訴訟を提起します。

●調停条項（案）（遺産の範囲確認の場合）

調停条項（案）

- 1 申立人および相手方は、別紙遺産目録〔略〕（土地）記載1の土地、別紙遺産目録〔略〕（建物）記載1の建物が亡甲野太郎の遺産に属することを確認する。

●訴状（遺産確認の場合）

訴 状

平成○年○月○日

○○地方裁判所御中

原告ら訴訟代理人弁護士 戊 山 一 郎 ㊟

〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町一丁目2番地
原 告 甲 野 二 郎

〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町一丁目2番地
原 告 甲 野 花 子

〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町七丁目8番9号

戊山法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 戊 山 一 郎

電 話 ○○○-○○○-○○○○

FAX ○○○-○○○-○○○○

〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町一丁目2番地
被 告 甲 野 一 郎

遺産確認請求事件

訴訟物の価額 ○○万円

ちょう用印紙額 ○○円

請 求 の 趣 旨

- 1 原告らと被告との間において、別紙物件目録記載の各不動産が、被相続人甲野太郎の遺産であることを確認する
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

請 求 の 原 因

- 1 被相続人甲野太郎は、平成○年○月○日に死亡し、相続が開始した。
- 2 原告甲野花子は、被相続人甲野太郎の妻、原告甲野二郎及び被告は、被相続人甲野太郎の子である。
- 3 別紙物件目録記載1の土地（以下、「本件土地」という）は、被相続人が平成○年○月に借地を地主から買い取ったものであり、別紙物件目録記載2の建物（以下、「本件建物」という）は、被相続人が昭和○年○月に借地であった本件土地上に新築してその所有権を取得したものであって、いずれも被相続人の遺産である。
- 4 ところが、本件土地は地主から被告名義に移転登記され、本件建物は被相続人名義から被告名義に移転登記されており、被告は、いずれも自己の所有であるとして、被相続人の遺産であることを争っている。
- 5 よって、原告らは被告に対し、本件土地及び本件建物が被相続人の遺産であることの確認を求める。

証 拠 方 法

- 1 甲第1ないし4号証 戸籍謄本
- 2 甲第5、6号証 土地建物全部事項証明書

附 属 書 類

- | | |
|-----------------|------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲第1ないし6号証（写し） | 各2 通 |
| 3 証拠説明書 | 2 通 |
| 4 固定資産評価証明書 | 2 通 |
| 5 訴訟委任状 | 1 通 |

(別 紙)

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------|
| 1 | 土 地 | |
| | 所 在 | 〇〇県〇〇市〇〇町三丁目 |
| | 地 番 | 4 番 |
| | 地 目 | 宅 地 |
| | 地 積 | 〇〇. 〇〇平方メートル |
| 2 | 建 物 | |
| | 所 在 | 〇〇県〇〇市〇〇町三丁目4番地 |
| | 家屋番号 | 4 番 |
| | 種 類 | 居 宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 〇〇. 〇〇平方メートル |
| | | 2階 〇〇. 〇〇平方メートル |

〔作成のポイント〕

- ① 固有必要的共同訴訟ですから、相続人全員が当事者となる必要があります。
- ② 確認の訴えですから、遺産性に争いがあることを記載します。